

## 福島第二原子力発電所 4 号炉 高経年化技術評価における 機密情報の扱いについて

福島第二原子力発電所の高経年化技術評価の審査関係資料において、機密情報を不開示（マスキング）としているが、その考え方を以下のとおり示す。

なお、「1. 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」のうち、「営業秘密」に属する記載の不開示（マスキング）については、その具体的な考え方を添付資料に示す。

### 1. 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報

当社及びメーカーのノウハウに関する情報を含むものであり、当該情報の公開により、第三者が当社及びメーカーの正当な利益を害する恐れがあることから、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」である。

### 2. 公共の安全等に関する情報

当該文書の情報は、テロ等による原子力発電所への不法な侵入又は妨害破壊行為に結びつく情報を含むものであり、当該情報の公開により、原子力発電所への侵入や破壊活動の恐れがあることから、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの」である。

### 3. 個人に関する情報

資格等に係る情報も含め、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」である。

### 4. その他

新規規制基準制定後、原子力発電を取り巻く環境の変化から、審査の透明性や公衆の理解向上が重要となってきた。

このことから、マスキングの範囲については、ページ全体や特定の範囲を一律に施すのではなく、必要な箇所のみを限定して適用することで、情報公開に努める。

また、メーカー等から新規にマスキングの適用の依頼があった場合は、その理由等をよく確認し、適用箇所を厳選することで、情報公開に努める。

以上

## 営業秘密に属する記載のマスキングについて

## 1. 基本的考え方

審査資料の公開にあたり、一部の記載については、営業秘密に属する事業活動に有用な技術情報としてマスキングを施している。事業活動に有用な技術情報とは、

- ・特許，実用新案出願予定の情報
- ・競合会社にその情報が使用された場合，技術的及び経済的に不利となる技術を含んでいる情報

に該当するものである。

## &lt;営業機密の基本原則&gt;

マスキング対象となる項目や内容は，社会環境の変化等で部分的にマスキング範囲が変動しうるものである。A. の特許・契約に関わる技術情報のようにその取扱が明確なものと，B. のそれ以外の技術情報で商業価値としての見地からその取扱を個別に判断する必要のあるものに分類される。

## A. 特許，契約等に係る技術情報

A1：特許，実用新案出願予定の情報

A2：技術提携に基づく導入技術に係る情報

A3：顧客，協力会社との協定，契約で守秘義務を有する情報  
(電共研の成果，協力会社との営業秘密契約等)

## B. 上記以外の技術情報

B1：競合会社がその情報を使用した場合，設計，製造，輸送，建設，運転，保守，品質保証において，コスト低減，性能向上，許認可性の向上などの面で有利となる情報(特殊材料の選定，詳細寸法，設計裕度，特殊な製作手順など)

B2：競合会社がその情報を使用した場合，技術的及び経済的に有利となる高度なソフトウェアに係る技術を含んでいる情報(メーカ独自に開発した解析コード，実験式など)

B3：メーカ独自の技術開発に係る情報(開発計画など)

## &lt;マスキング対象の具体例&gt;

前述したマスキング基準(営業機密の基本原則)のうち，特に区分A3，B1，B2についての具体例と主な理由を下表に示す。

対象項目(例)	取扱	営業秘密の分類	理由	具体例
電共研の成果や非公開の文献の値などに関する情報(公開・非公開を個別に関係者間で調整)	公開可能	A3	契約に係わる技術情報であるが，関係各所との調整の上，公開を妥当と判断出来るもの	故障率の一部，物理化学現象の一部
	非公開	A3	契約に係わる技術情報であり，メーカノウハウを含む情報であり，競合会社はその情報を使用した場合に有利となる情報であるため非公開が妥当と判断したもの	物理化学現象の一部，21カ年データ以外のデータベースにある非公開資料の値
メーカ独自の評価方法・開発した解析コードの情報(公開・非公開を個別に関係者間で調整)	公開可能	B1	メーカノウハウを含む情報であるが，公開しても問題がないと判断出来るもの	成功基準，共通要因故障の設定の考え方
	非公開	B1，B2	メーカノウハウを含む情報であり，競合会社はその情報を使用した場合に有利となる情報であるため	起因事象の発生頻度の求め方の一部，炉心損傷頻度の計算に用いた計算コードの特徴(検証結果)の分析
上記項目の情報をを用いて評価した結果	原則公開	A3	営業秘密の情報を含む条件を用いて評価した結果であっても，直接的にメーカノウハウの情報を公開するわけではないこと，評価結果は安全審査の根幹を成す値であることから原則公開とする。	評価により求めた成功基準の値，人的過誤の確率，感度解析結果
設備の設計・製造に関する情報	原則非公開	B1	メーカノウハウを含む情報であり，競合会社はその情報を使用した場合に有利となる情報であるため	設備の設計図，構造図

以上